

北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱

令和4年度

令和4年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱

目 次

第1編 共通事項	-----	1
第1章 総 則	-----	1
第2章 北海道生活交通路線確保維持計画	-----	3
第2編 路線維持費補助金	-----	4
第1章 広域生活交通路線維持費補助金	-----	4
第2章 市町村生活バス路線運行費補助金	-----	6
第3章 広域生活バス路線運行維持対策事業費補助金	-----	8

附 則

別記様式

参考資料（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）

総政第34号様式（広域生活交通路線維持費補助金交付申請書）

総政第35号様式（市町村生活バス路線運行費補助金交付申請書（市町村用））

総政第36号様式（市町村生活バス路線運行費補助金交付申請書（乗合バス事業者用））

令和4年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱

令和4年11月8日
交通第440号
改正 令和5年2月8日
交通第599号

路線バス等が住民にとって必要不可欠でありながら、過疎現象等による輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状に鑑み、市町村との適切な役割分担を図りながら、生活交通路線として必要なバス路線等を確保・維持するため、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その取扱いについては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

第1編 共通事項

第1章 総則

（定義）

第1条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「地域協議会」 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）以下「国庫補助金交付要綱」という。）第2条の「協議会」をいう。
- (2) 「乗合バス事業者」 国庫補助金交付要綱第4条の「乗合バス事業者」をいう。
- (3) 「補助ブロック」 国庫補助金交付要綱別表6の「補助ブロック」をいう。
- (4) 「補助対象期間」 令和4年9月30日を末日とする1年間（国又は道の他の補助金等が交付される路線については、当該補助金等の補助対象期間を除く。）をいう。
- (5) 「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (6) 「地域キロ当たり標準経常費用」 国庫補助金交付要綱別表2の「地域キロ当たり標準経常費用」をいう。
- (7) 「補助対象経常費用」 前号の地域キロ当たり標準経常費用と第5号の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか低い方の額（離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島。以下同じ。）にあっては、第5号の乗合バス事業者キロ当たり経常費用）に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
- (8) 「輸送量」 次式により算定された数値をいう。
平均乗車密度×運行回数
- (9) 「地域生活交通確保対策協議会」（以下「総合振興局等協議会」という。） 地域における生活交通路線の確保のために総合振興局又は振興局単位で設置された地域協議会をいう。
- (10) 「北海道生活交通確保対策協議会」（以下「全道協議会」という。） 北海道における生活交通路線の確保のために全道単位で設置された地域協議会をいう。
- (11) 「公営バス事業者」 地方公共団体が経営主体である乗合バス事業者をいう。
- (12) 「黒字事業者等」 補助対象期間内において、道路運送法（昭和26年法律第183号）

第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業で経常利益を生じている者又は資本金の8パーセントを超える利益の配当を行っている者をいう。

(13)「過疎地域」 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項及び第43条の適用される要件に該当する地域（同法第3条第1項及び第2項に基づく「過疎地域とみなされる区域」、同法第41条第1項、第2項及び第3項に基づく「過疎地域とみなされる区域」及び同法第42条に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む。）

(14)「広域生活交通路線」 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもののうち国庫補助金交付要綱の補助対象以外の運行系統であって、地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、確保・維持が必要と認められ、知事が指定した次のアからウまでに掲げる運行系統をいう。

ア 複数市町村にまたがる（この要件成否の決定は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとするが、平成13年4月1日以降に市町村合併が行われた後の単一市町村内を運行するものとして新たに補助金を受けようとする系統はこの限りでない。）系統で、次に掲げる（ア）から（ウ）までの要件をすべて満たすもの。

（ア）キロ程が10キロメートル以上のもの。ただし、起点と終点が同じ運行系統（以下「循環系統」という。）にあっては、キロ程が20キロメートル以上のもの（令和3年度以前に北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱において、準生活交通路線又は広域生活交通路線として路線維持費補助金の対象となっていた運行系統を除く。以下本号において同じ。）

（イ）1日当たりの輸送量が10～150人のもの。

（ウ）1日当たりの運行回数が2回以上のもの。ただし、地域協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が2回以上のもの。

イ 同一市町村内（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）を運行する系統（以下「同一市町村系統」という。）のうち、過疎地域内を運行するもの（経路の一部が過疎地域内を運行するものを含む。）であって、次に掲げる（ア）から（ウ）までの要件をすべて満たすもの。

（ア）キロ程が10キロメートル以上のもの。ただし、循環系統にあっては、キロ程が20キロメートル以上のもの。

（イ）1日当たりの輸送量が10～150人のもの。

（ウ）1日当たりの運行回数が2回以上のもの。ただし、地域協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が2回以上のもの。

ウ 同一市町村系統のうち、過疎地域以外の地域内を運行するものであって、次に掲げる（ア）から（ウ）までの要件をすべて満たすもの。ただし、運行主体が黒字事業者等であるものを除く。

（ア）キロ程が10キロメートル以上のもの。ただし、循環系統にあっては、キロ程が20キロメートル以上のもの。

（イ）1日当たりの輸送量が15～150人のもの。

（ウ）1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、地域協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの。

(15)「地域公共交通会議」 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項を協議するために、市町村が主宰し、関係市町村、住民又は利用者代表及び関係事業者等の構成員によって設置されるものをいう。

(16)「市町村生活バス路線」 乗合バス路線が廃止された後に、地域協議会において

地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のため、確保・維持が必要と認められ、知事が指定した次に掲げるアからケまでの要件に該当する運行系統をいい、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の施行前に市町村生活バス路線として路線運行費補助の対象になっていた運行系統で、次に掲げるアからケまでの要件に該当するものを含むものとする。ただし、乗合バス事業者が運行する系統にあつては、各運行系統ごとに地域公共交通会議の協議に基づき、廃止代替系統としての運行を市町村から委託若しくは要請された事業者が運行することを要し、廃止された乗合バス系統（以下「廃止系統」という。）を運行していた乗合バス事業者及びそのバス事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定するものをいう。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定するものをいう。）に該当する事業者が廃止後に運行する系統を除く。

ア 国庫補助金交付要綱の補助対象以外の運行系統

イ 輸送目的が廃止系統の輸送目的と概ね同じであること。

ウ 乗合バス路線が廃止された後、1年以内に代替系統として運行が開始されていること。

エ 廃止系統に競合して他の乗合バス事業者の運行系統、鉄道又は軌道がないこと。

オ 住民の利便性の観点から、官公庁、公民館、学校、病院、駅及びバスターミナル等の公共的施設を結び、かつ、集落間を効率的に運行すること。

カ 有償運行を行うこと。

キ 平均輸送人員（当該路線の年間（補助対象期間1年間のこと。以下同じ。）有償輸送人員を当該運行系統の年間片道運行回数で除して求められる人員）が1.5人以上であること。

ク キロ程が10キロメートル以上のもの。ただし、循環系統にあつては、キロ程が20キロメートル以上のもの。

ケ 地域公共交通会議において、次の事項を合意した運行系統であること。

（ア）輸送サービスの態様

（イ）運行経路、運行時刻及び運賃等のサービス水準

（ウ）運行主体

第2章 北海道生活交通路線確保維持計画

（北海道生活交通路線確保維持計画の策定）

第2条 総合振興局等協議会は、地域住民の生活に必要なと認められる広域生活交通路線及び市町村生活バス路線について次の事項を記載した生活交通路線確保維持地域計画（以下「地域計画」という。）を策定し、全道協議会に提出するものとする。全道協議会は、総合振興局等協議会から提出された地域計画を集約・協議の上、北海道生活交通路線確保維持計画を策定して知事に提出し、知事は、全道協議会の協議結果に基づき北海道生活交通路線確保維持計画を決定する。

（1）生活交通の確保に関する基本方針

（2）運行系統の概要

（3）収支改善計画

2 前項の地域計画については、知事が別に定める様式による生活交通路線確保維持地域計画書（1通）を別に定める日までに全道協議会に提出するものとする。

3 総合振興局等協議会は、全道協議会に提出した地域計画を変更しようとするときは、知事が別に定める様式による生活交通路線確保維持地域計画変更届出書を全道協議会に提出し、当該変更届に係る全道協議会の協議結果に基づき知事が北海道生活交通路線確保維持計画を変更する。

(北海道生活交通路線確保維持計画の実施)

第3条 北海道生活交通路線確保維持計画に係る事業者(以下「関係事業者」という。)は、当該計画の実施に努めなければならない。

- 2 知事は、北海道生活交通路線確保維持計画が計画どおり実施されていないため、生活交通路線の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、関係事業者に対し、その実施のために必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 3 知事は、前項の関係事業者が当該求めに係る措置を講じていないため補助金交付の目的達成が困難となると認めるときは、補助金の全部又は一部の不交付の措置をとることができる。

第2編 路線維持費補助金

第1章 広域生活交通路線維持費補助金

(補助事業及び補助事業者)

第4条 知事は、広域生活交通路線の運行を補助事業とし、第7条に定める補助対象経費について、次項に定める補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助事業者は、乗合バス事業者であって、知事が定める次の要件の下で広域生活交通路線を運行する者とする。ただし、公営バス事業者については補助事業者から除外する。
 - (1) 総合振興局等協議会において地域住民にとって必要と認められた運行サービスの提供ができること。
 - (2) 広域生活交通路線の運行において十分な安全性等の確保ができること。

(補助対象系統)

第5条 補助対象系統は、補助対象期間に当該運行系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該運行系統の補助対象経常費用に達していない広域生活交通路線であって、市町村が当該運行系統の補助対象経費に対し次の補助を行うものとする。

- (1) 第1条第14号ア又はイの運行系統にあつては、市町村が当該運行系統の補助対象経費の額の2分の1に相当する額を補助するもの。ただし、黒字事業者等が運行主体である運行系統にあつては、市町村が当該運行系統の補助対象経費の額の4分の1に相当する額を補助するもの。
- (2) 第1条第14号ウの路線にあつては、市町村が当該運行系統の補助対象経費の額の3分の2に相当する額を補助するもの。

(補助対象系統の要件成否)

第6条 補助対象系統は、当該補助対象期間の末日において補助の要件を満たすものとする。

(補助対象経費の額)

第7条 補助対象経費の額は、補助対象期間に係る補助対象経常費用から経常収益を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、各号による額とする。

- (1) 他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の広域生活交通路線であつて、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものについては、次式により計算された額とする。

$$\frac{\text{当該広域生活交通路線の補助対象経常費用から経常収益を減じた額} \times \text{当該広域生活交通路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該広域生活交通路線の総キロ程}}$$

- (2) 平均乗車密度が5人未満の広域生活交通路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

(補助対象経費の限度額)

第8条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の20分の9に相当する額を限度とする。ただし、複数年単位で当該広域生活交通路線を運行する乗合バス事業者を決定している場合における2年目以降の補助対象経費の額については、令和3年度の補助対象経費の額(令和3年度が複数年契約における初年度であって当該年度の始期から9月30日までの期間が1年に満たない場合にあつては、当該年度の始期から9月30日までの補助対象経費の額の1年間相当分の額)を限度とするものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、総政第34号様式(北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式(総合政策部)(平成25年北海道告示第10328-3号)に定める様式をいう。以下総政第〇号様式について同じ。)による広域生活交通路線維持費補助金交付申請書に知事の定める書類を添えて令和4年11月18日までに知事に提出するものとする。

なお、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)の規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付額)

第10条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる額の合計額とする。

ただし、補助対象系統毎の補助金の交付額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 第5条第1号の系統にあつては、補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、第5条第1号ただし書の系統にあつては、補助対象経費の4分の1に相当する額。
- (2) 第5条第2号の系統にあつては、補助対象経費の3分の1に相当する額。

(補助金交付の条件)

第11条 補助事業者が補助金等の交付の決定をする場合は、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。

ア 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

イ 補助事業等に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

- (2) 前号の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

- (3) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等乗じて得た金額をいう。）が確定した場合には、別記様式によりその金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
- また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (5) 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくとともに、当該帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (6) 補助金の予算執行の適正を期するため必要があると認める場合は、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (7) 北海道補助金等交付規則、令和4年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱（令和5年2月8日付け交通第599号）及び決定通知に従わなければならない。

※第4号の条件は、第9条ただし書に該当する場合に、付するものとする。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第12条 知事は、第9条の規定により提出された申請書を審査の上、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、当該申請者にその旨を通知する。

2 知事は、補助金の交付を決定しないことの決定をしたときは、速やかにその決定の理由を付して申請者に通知するものとする。

（補助事業者の要件成否）

第13条 補助事業者は、当該補助対象期間の末日において補助の要件を満たす者とする。

第2章 市町村生活バス路線運行費補助金

（補助事業及び補助事業者）

第14条 知事は、市町村生活バス路線の運行を補助事業とし、第15条に定める補助対象経費について、次項に定める補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業者は、市町村生活バス路線において、道路運送法第79条の規定により登録を受けて運行を行う市町村又は同法第4条第1項の規定により許可を受けて運行を行う乗合バス事業者とする。ただし、乗合バス事業者が運行する場合は、当該市町村生活バス路線に係る市町村が、当該市町村生活バス路線に係る補助対象期間における経常費用から経常収益及び第17条の補助金の交付額を減じた額に相当する額を当該乗合バス事業者に補助することを要する。

（補助対象経費の額）

第15条 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 市町村が補助事業者の場合は、市町村生活バス路線に係る補助対象期間における

運送費から運送収入を減じた額又は運送費の4分の3に相当する額のいずれか低い額（離島において運行される路線にあつては、運送費から運送収入を減じた額）。

- (2) 乗合バス事業者が補助事業者の場合は、市町村生活バス路線に係る補助対象期間における経常費用から経常収益を減じた額又は経常経費の4分の3に相当する額のいずれか低い額（離島において運行される路線にあつては、経常費用から経常収益を減じた額）。

（補助金の交付の申請）

第16条 補助金の交付を受けようとする者は、総政第35号様式又は総政第36号様式による市町村生活バス路線運行費補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて、令和4年11月18日まで知事に提出するものとする。

なお、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付額）

第17条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、運行系統ごとに計算して得た補助対象経費の10分の1に相当する額の合計額とする。ただし、補助下限額を10万円とし、補助額が10万円に満たない運行系統は補助対象としない。

（補助金交付の条件）

第18条 補助事業者が補助金等の交付の決定をする場合は、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。

ア 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

イ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

- (2) 前号の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

- (3) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

- (4) 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合には、別記様式によりその

金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

- (5) 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくとともに、当該帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (6) 補助金の予算執行の適正を期するため必要があると認める場合は、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (7) 北海道補助金等交付規則、令和4年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱（令和5年2月8日付け交通第599号）及び決定通知に従わなければならない。

※第4号の条件は、第16条ただし書に該当する場合に、付するものとする。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第19条 知事は、第16条の規定により提出された申請書を審査の上、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、当該申請者にその旨を通知する。

- 2 知事は、補助金の交付を決定しないことの決定をしたときは、速やかにその決定の理由を付して申請者に通知するものとする。

第3章 広域生活バス路線運行維持対策事業費補助金

（補助事業及び補助事業者）

第20条 知事は、広域生活交通路線（第1条第14号に定めるもののうち、第1条第14号アの（イ）及び（ウ）、イの（イ）及び（ウ）、ウの（イ）及び（ウ）の要件を除くものをいう。以下、第3章において同じ。）又は市町村生活バス路線（第1条第16号に定めるもののうち、第1条第16号キの要件を除くものをいう。以下、第3章において同じ。）の運行を補助事業とし、第23条に定める補助対象経費について、次に定める補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 補助事業者は、乗合バス事業者であって、知事が定める次の要件の下で広域生活交通路線を運行する者とする。ただし、公営バス事業者については補助事業者から除外する。

ア 総合振興局等協議会において地域住民にとって必要と認められた運行サービスの提供ができること。

イ 広域生活交通路線の運行において十分な安全性等の確保ができること。

- (2) 補助事業者は、市町村生活バス路線において、道路運送法第79条の規定により登録を受けて運行を行う市町村又は同法第4条第1項の規定により許可を受けて運行を行う乗合バス事業者とする。

（補助対象系統）

第21条 補助対象系統は、補助対象期間に当該運行系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該運行系統の補助対象経常費用に達していない系統であって、次に掲げる系統とする。

- (1) 次の要件に該当する広域生活交通路線

ア 複数市町村にまたがる（この要件成否の決定は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとするが、平成13年4月1日以降に市町村合併

が行われた後の単一市町村内を運行するものとして新たに補助金を受けようとする系統はこの限りでない。) 系統で、第1条第14号アの(イ)及び(ウ)の基準に満たない系統、同一市町村内系統のうち、過疎地域内を運行するもの(経路の一部が過疎地域内を運行するものを含む。)で第1条第14号イの(イ)及び(ウ)の基準に満たない系統にあつては、市町村が第23条により算定した補助対象経費の2分の1に相当する額を補助するもの。

イ 同一市町村系統のうち、過疎地域以外の地域内を運行するものであつて、第1条第14号ウの(イ)及び(ウ)の基準に満たない系統にあつては市町村が第23条により算定した補助対象経費の3分の2に相当する額を補助するもの。

ウ 第23条第2号による計算と第7条第2号による計算に差が生じる系統について、第1条第14号ア又はイの運行系統にあつては市町村が第23条により算定した補助対象経費の2分の1に相当する額を補助するもの。第1条第14号ウの運行系統にあつては市町村が第23条により算定した補助対象経費の3分の2に相当する額を補助するもの。

(2) 第1条第16号キの要件を満たさない市町村生活バス路線。ただし、乗合バス事業者が運行する場合は、当該市町村生活バス路線に係る市町村が、当該市町村生活バス路線に係る補助対象期間における経常費用から経常収益及び第26条の補助金の交付額を減じた額に相当する額を当該乗合バス事業者に補助することを要する。

(補助対象系統の要件成否)

第22条 補助対象系統は、当該補助対象期間の末日において補助の要件を満たすものとする。

(補助対象経費の額)

第23条 第21条第1号ア、イ及びウに該当する系統の補助対象経費の額は、補助対象期間に係る補助対象経常費用から経常収益を減じた額から第2項より算定した額を控除した額とし、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、各号による額から第2項により算定した額を控除するものとする。

(1) 他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の広域生活交通路線であつて、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものについては、次式により計算された額とする。

$$\frac{\text{当該広域生活交通路線の補助対象経常費用から経常収益を減じた額} \times \text{当該広域生活交通路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該広域生活交通路線の総キロ程}}$$

(2) 平均乗車密度が次のアにより算定した数値に満たない広域生活交通路線については、次のイにより算定した数値を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

ア $5 \text{人} \times (\text{令和4年度の輸送人員} \div \text{令和元年度の輸送人員})$

イ 当該運行系統の輸送量を $5 \text{人} \times (\text{令和4年度の輸送人員} \div \text{令和元年度の輸送人員})$ で除した数値(端数切捨て)

※「輸送人員」は各系統の輸送人員とする。

※上記イの数値が1に満たない場合は、端数切上げとする。

2 第21条第1号ア及びイに該当する運行系統については前項により算定した額に100分の5を乗じた額、第21条第1号ウに該当する系統については前項により算定した額と第7条により算定した額に100分の5を乗じた額をそれぞれ前項により算定した額

から控除する。

- 3 第21条第2号に該当する系統の補助対象経費の額は、次の各号に掲げる額とする。
- (1) 市町村が補助事業者の場合は、市町村生活バス路線に係る補助対象期間における運送費から運送収入を減じた額又は運送費の4分の3に相当する額のいずれか低い額（離島において運行される路線にあっては、運送費から運送収入を減じた額）。
 - (2) 乗合バス事業者が補助事業者の場合は、市町村生活バス路線に係る補助対象期間における経常費用から経常収益を減じた額又は経常経費の4分の3に相当する額のいずれか低い額（離島において運行される路線にあっては、経常費用から経常収益を減じた額）。

（補助対象経費の限度額）

第24条 第21条第1号ア、イ及びウに該当する系統の補助対象経費の額は、補助対象経常費用の20分の9に相当する額を限度とする。ただし、複数年単位で当該広域生活交通路線を運行する乗合バス事業者を決定している場合における2年目以降の補助対象経費の額については、令和元年度の補助対象経費の額（令和2年度が複数年契約における初年度であって当該年度の始期から9月30日までの期間が1年に満たない場合にあつては、当該年度の始期から9月30日までの補助対象経費の額の1年間相当分の額）を限度とするものとする。

（補助金の交付の申請）

第25条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める補助金交付申請書に知事の定める書類を添えて令和5年2月17日までに知事に提出するものとする。

なお、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付額）

第26条 第21条第1号ア、イ及びウに該当する系統の補助金の交付額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、補助対象系統毎の補助金の交付額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 複数市町村にまたがる（この要件成否の決定は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとするが、平成13年4月1日以降に市町村合併が行われた後の単一市町村内を運行するものとして新たに補助金を受けようとする系統はこの限りでない。）系統及び同一市町村内（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）を運行する系統（以下「同一市町村系統」という。）のうち、過疎地域内を運行するもの（経路の一部が過疎地域内を運行するものを含む。）にあっては、補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、黒字事業者等が運行主体である運行系統にあっては、補助対象経費の4分の1に相当する額。
 - (2) 同一市町村系統のうち、過疎地域以外の地域内を運行する系統にあっては、補助対象経費の3分の1に相当する額。
- 2 第21条第2号に該当する系統の補助金の交付額は、予算の範囲内において、運行系統ごとに計算して得た補助対象経費の10分の1に相当する額の合計額とする。ただし、

補助下限額を10万円とし、補助額が10万円に満たない運行系統は補助対象としない。

(補助金交付の条件)

第27条 補助事業者に補助金等の交付の決定をする場合は、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。
 - ア 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - イ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - ウ ア及びイに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (2) 前号の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- (3) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合には、別記様式によりその金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (5) 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくとともに、当該帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (6) 補助金の予算執行の適正を期するため必要があると認める場合は、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (7) 北海道補助金等交付規則、令和4年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱（令和5年2月8日付け交通第599号）及び決定通知に従わなければならない。

※第4号の条件は、第25条ただし書に該当する場合に、付するものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第28条 知事は、第25条の規定により提出された申請書を審査の上、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、当該申請者にその旨を通知する。

2 知事は、補助金の交付を決定しないことの決定をしたときは、速やかにその決定の

理由を付して申請者に通知するものとする。

(補助事業者の要件成否)

第29条 補助事業者は、当該補助対象期間の末日において補助の要件を満たす者とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この交付要綱は、令和4年11月8日から適用する。

(第1条第13号に係る経過措置)

第2条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）（以下「経過措置団体」という。）については、激変緩和のために令和9年3月31日まで6年間（同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。以下同じ。）については、令和10年3月31日まで7年間）の経過措置として、第1条第13号に規定する過疎地域とみなす。

附 則

(施行期日等)

第1条 この交付要綱は、令和5年2月8日から適用する。

(同意事項)

第2条 第3章広域生活バス路線運行維持対策事業費補助金の交付を受ける者については、次に定める事項について、同意した上で申請することとする。

- (1) 補助対象系統の最適化に向けた取組について積極的に検討すること。
- (2) 関係自治体より補助対象系統の最適化における協議依頼があった場合は、協力を努めること。